

千葉市立幕張海浜病院医師臨床研修管理委員会設置要綱

(目的)

第1条 千葉市立幕張海浜病院における医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）の円滑な実施を図るため、千葉市立幕張海浜病院医師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 「研修医」とは、臨床研修を目的として本院に受け入れた医師免許を有する者をいう。「研修施設」とは、本院と協力して研修医の臨床研修の一部分を行う臨床研修協力病院及び保健所、診療所、社会福祉施設等の臨床研修協力施設をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、研修医に関する次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 研修プログラムの作成方針に関すること。
- (2) 研修プログラム間の相互調整に関すること。
- (3) 募集に関すること。
- (4) 採用時における臨床研修希望者の評価に関すること。
- (5) 協力施設への出向に関すること。
- (6) 臨床研修継続の可否に関すること。
- (7) 処遇に関すること。
- (8) 健康管理に関すること。
- (9) 臨床研修目的の達成状況の評価に関すること。
- (11) 臨床研修終了時及び中断時の評価に関すること。
- (12) 協力施設に関すること。
- (13) 進路相談等の支援に関すること。
- (14) その他臨床研修に関すること。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は院長が指名し、副委員長は委員長の指名に基づき、委員から選任する。

(組織)

第5条 委員会は、「別表」の委員により構成する。

(下部組織の設置)

第6条 研修プログラムの実施において、指導医間及び指導医と研修医間での情報の共有及び研修実施における課題の抽出を目的に委員会の下部組織として指導医部会を置く。

2 指導医部会の組織及び運営に関する事項は別に要領に定める。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

3 委員会は、委員の半数以上の出席により開催し、その議事は出席委員の過半数で

決する。ただし、可否同数の時は委員長が決する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局総務班において総理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修医の臨床研修の取り扱いについては、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別 表

	職名	所属	職名	氏名
	職 名	所 属	職 名	氏 名
1	委員長	千葉市立幕張海浜病院	副院長	金澤 正樹
2	副委員長	千葉市立幕張海浜病院	診療局長	齋藤 博文
3	委員	千葉市立幕張海浜病院	院長	吉岡 茂
4	委員	千葉市立幕張海浜病院	診療局長	飯塚 美德
5	委員	千葉市立幕張海浜病院 外科	統括部長	若月 一雄
6	委員	千葉市立幕張海浜病院 新生児科	統括部長	鈴木 康浩
7	委員	千葉市立幕張海浜病院 麻酔科	統括部長	佐藤 由美
8	委員	千葉市立幕張海浜病院 看護部	看護部長	川村 美穂子
9	委員	千葉市立幕張海浜病院 事務局	事務長	土肥 昌行
10	外部委員	千葉市立青葉病院	院長	六角 智之
11	外部委員	東京女子医科大学附属八千代医療センター	教授	高梨 潤一
12	外部委員	千葉県総合救急災害医療センター	主任医長	藤芳 直彦
13	外部委員	同和会 千葉病院	医長	横山 大輔
14	外部委員	あいおいクリニック	院長	相生 真吾
15	外部委員	医療法人 千廣会 おおた小児科	院長	太田 文夫
16	外部委員	きむらクリニック	院長	木村 透
17	外部委員	医療法人社団のわび会 そがこどもクリニック	院長	田邊 雄三
18	外部委員	本郷並木通り内科	院長	吉川 正治
19	外部委員	宮古病院	研修センター長	本永 英治
	事務局	千葉市立幕張海浜病院 事務局 総務班	主査	佐藤 雅也
	事務局	千葉市立幕張海浜病院 事務局 総務班	主事	小嶋 俊哉